

平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 再発行用

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管ください。

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

再発行 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 _____ 様

住 所 _____

年中(1月1日から 月 日まで)に納付していただいた
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 _____ 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 _____ 印

年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
-------	------------	---

(ご参考)

②見込額	証明日以降 年中に 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成28年1月1日から12月31日(または証明日)までに納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引き続き平成28年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
・平成29年3月または平成30年3月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は平成28年中に納付された月を、「見」は平成28年中に納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●平成28年12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

1610 1031 022

[illegible]